

令和5年度第11回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年2月9日（金）
午後 14時00分～15時55分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 11名

（会場参加）

赤嶺 博之	委員	池田 博	委員	上原 亀一	会長
大嶺 嘉昭	委員	当真 聡	委員	八前 隆一	委員
山内 得信	委員	大谷健太郎	委員		

（Web参加）

藤田 喜久	委員	天方 徹	委員	城間 恒浩	委員
-------	----	------	----	-------	----

（事務局職員）3名

井上 顕	（事務局長）	秋田 雄一	（主任書記）
米丸 浩平	（書記）		

（名護漁業協同組合）

安里 政利（組合長）

○事務局（井上） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず、資料の確認です。本日の資料は、議事次第と議案書、別添の事業外報告資料1点の合計3種類ございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつものお約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフでお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、議題に応じて、随時画面共有して進行していきたいと思えます。

それでは、ただいまより、令和5年度第11回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、伊良波委員、新立委員、山川委員からは、事前に欠席のご連絡をいただいております。

会場には、上原会長、赤嶺委員、池田委員、当真委員、大嶺委員、八前委員、山内委員、大谷委員の8名にお越しいただいております。

ウェブでは、藤田委員、城間委員、天方委員の3名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し11名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いします。

上原会長、よろしくお願ひいたします。

出席の確認ができていない大城委員については、欠席扱いとし、8名で進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

これより第11回の委員会を開催したいと思えます。

本日は、議案としては1題提案されてございますので、ご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。また、協議事項が3題、報告事項が2題予定されてございます。

その他、議事外で水産課から、くろまぐろの資源管理に関する状況の報告があります。本件については、第1号議案と関連するため、議案の審議後、続けて説明をさせていただきます。

また、会議終了後に、名護漁協、安里組合長から、浮魚礁の敷設海域に関する意見陳述がございますので、会議後もしばらくお時間をいただきたいと思えます。

それでは、議案に入る前に、本日の議事録の署名人についてご指名をさせていただきます。本日の議事録署名人には、大谷委員と池田委員のお二方をお願いをいたします。よろしくお願ひをいたします。

【第1号議案 くらまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）】

○上原議長 それでは、早速議案を提案いたします。

第1号議案 くらまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（米丸） 事務局より説明します。

議案書の1ページをお開きください。読み上げます。

第1号議案 くらまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等についてということで、くらまぐろ（小型魚）及びくらまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量については、令和5年12月21日付5水管第2553号で、農林水産大臣より当初配分の数量が示されております。

知事は、漁業法第16条第1項の規定により、沖縄県資源管理方針に即して、くらまぐろに関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量を定める必要があります。

この件について、同条第2項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会に意見が求められていますので、ご審議願います。

また、国からの追加配分等に伴う知事管理漁獲可能量の変更について、事務手続の迅速化を図る観点から、あらかじめ海区委員会の意見を求められていますので、併せてご審議願います。

ということで、次のページをお開きください。

こちらが、沖縄県知事から当委員会への諮問になります。

意見照会の内容は次の3ページから4ページで、5ページ以降が当初配分の通知とか資源管理方針等々、参考資料になっております。

こちらで説明すると分かりにくいと思いますので、13ページから分かりやすくパワーポイントの資料でまとめていますので、13ページ以降で説明したいと思います。

13ページをお開きください。

くらまぐろの知事管理漁獲可能量の設定等についてということで、くらまぐろに関しては、国全体で漁獲量の数量管理を行っており、県は国から配分された数量の範囲内に収まるように管理を行うこととなっております。

資源管理の方針等に関しましては、国のほうでは資源管理基本方針のほうで、くらまぐろなど漁獲量の総量管理を行う魚種については、漁業

種類別や都道府県別の漁獲枠の配分方法等を規定しております。

その下に、各都道府県、沖縄県の資源管理方針がございまして、こちらで県内での管理・配分方法等を規定しております。

あわせて、諮問されているほうが、その下の知事管理漁獲可能量の設定・変更の手續なんですけれども、県のほうは、国から配分された数量（都道府県別漁獲可能量）を②の沖縄県資源管理方針に定められた配分の基準に従って、知事管理漁獲可能量として設定します。また、知事管理漁獲可能量を変更するときも、同様の手續となります。

プロセスとしましては、まず1つ目に、海区漁業調整委員会の諮問・答申、この次に、問題なしと認められましたら、農林水産大臣への承認の手續となり、承認が得られましたら、県ホームページにおいて公表することとなっております。

次のページをお開きください。

こちらが概念図になっております。

沖縄県のところ、黄色で囲ってある枠の中を見てください。

まず、沖縄県のほうから沖縄海区漁業調整委員会に諮問・答申をいたしまして、沖縄県資源管理方針に即した管理を行うこととなっております。管理については、例年どおり、漁協さん、漁業者さんからの漁獲報告、連絡のやり取りをもって行うこととなっております。

小型魚に関しては、本県には近年、水揚げの実績がないということで、混獲管理分として0.1トンが配分されております。

大型魚がメインになるんですけれども、こちらが前期と後期に分けて漁獲可能量を管理しておりまして、今期まで5期連続で、主漁期途中における採捕停止命令を発動している状況です。令和6管理年度は、すみません、今期と同じと書いていますが、今期より0.5トン増えた147.5トンが国のほうから配分されております。

次のページに進みまして、沖縄県資源管理方針、前のほうに記載がありますけれども、こちらから配分の基準を抜粋しております。

小型魚に関しては、先ほど申し上げたとおり、本県における実績がないことから、留保枠の設定はなくして、知事管理分可能量として0.1トン、混獲管理分として設定することとなっております。

右側、大型魚に関しましては、まず、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を知事管理漁獲可能量とし、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

その次が、表のほうになりますけれども、まず、知事管理漁獲可能量と留保枠を9割と1割に分けた後に、主漁期である前期にその大部分を

割り当てまして、後期に関しては、知事管理漁獲可能量、留保枠ともに1トンずつの当初配分となっております。

その続き、知事管理区分の漁獲可能量が想定外の来遊等により、やむを得ず漁獲可能量を超えた場合は、当該知事管理区分の留保枠から超過分の充当ができることとするということで、前期におきまして知事管理漁獲可能量を超える採捕があった場合は、前期の留保枠から知事管理漁獲可能量のほうに充当することとなっております。

その次、前期の知事管理漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合は、その残余の数量を後期の知事管理漁獲可能量に加算するものとするということで、前期4月から7月ですが、7月が終わった段階で、後期の漁獲可能量のほうに前期の残余分を繰り入れるような形となっております。

その次、国の資源管理基本方針の変更等により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が追加された場合、追加された全数量は、前期であれば前期の、後期であれば後期の漁獲可能量にそれぞれ追加するものとするというようなことが資源管理方針のほうに規定されております。

次、16ページをお願いします。

先ほど説明したので、右側の表で説明をいたします。

大型魚のほう、知事管理漁獲可能量として、当初配分が147.5トンで来ております。これを9割と1割に分けまして、知事管理漁獲可能量としては132.8トン、留保枠としては14.7トン、こちらから、後期に漁獲可能量、留保枠ともに1トンずつ配分いたしますので、残った分が前期の漁獲可能量131.8トンと留保枠の13.7トンと設定される予定であります。

小型魚に関しては、留保枠の設定がなしで0.1トン、混獲管理分として知事管理漁獲可能量に設定する予定です。

こちらが当初配分に関する諮問になります。

続いて、17ページ、知事管理漁獲可能量の変更についての諮問になります。

こちら、諮問の目的としましては、管理期間中における知事管理漁獲可能量の変更について、漁期中の事務となることに鑑みまして、あらかじめ変更について海区漁業調整委員会の了承を得ることで、事務手続の迅速化を図りたいということです。

取扱いとしましては、下記の事由による変更は、沖縄県資源管理方針に規定する配分の基準に即して行われるものであり、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、同方針の配分の基準に従って速やかに実施することとする。

また、委員会には事後報告を行うこととするということで、先ほど申

上げましたウからオの部分、国の資源管理基本方針の変更により本県への配分が追加された場合、具体例としましては、令和5管理年度の未消化分等を利用した追加配分及び他県からの譲受けによる追加配分等に伴う変更になります。

2つ目が、前期の漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合、後期の管理開始に当たり、前期の未消化分を後期の漁獲可能量に充当する措置に伴う変更。

3つ目が、漁獲可能量の超過分を留保枠から充当する場合ということで、想定外の来遊等により管理区分の漁獲可能量が超過した際、留保枠から必要数量を充当する措置に伴う変更となっております。こちらの変更手続に関しましては、まず海区委員会への諮問・答申、こちらが今回しております。

その次、農林水産大臣への報告をもって、こちらは済むことになっておりまして、報告とホームページへの公表は同時に行うこととなっております。

説明は以上になりまして、先ほど説明したものが3ページと4ページのほうで、諮問の内容として記載されております。特に3ページのほう、大型魚の知事管理漁獲可能量と留保枠について、相違ないかどうか確認をお願いします。

最後、またページが行き来して申し訳ないんですけども、先ほどのパワーポイントの後ろ、18ページ、こちらの答申に異議がなければ、問題ない旨を答申する内容の案となっております。ご確認ください。

諮問に関しては以上になります。

すみません、議長、よろしいですかね。ちょっとこちらの報告に関しては、会議が終わった後に報告させてもらいたいと思いますので。

○上原議長 だから、今の議案から先に進めればいいんでしょう。

○事務局（米丸） そうですね。よろしくお願いします。

○上原議長 ただいま1号議案について、事務局よりの説明がございました。主に知事管理漁獲可能量の設定についてと、その変更についてのおおむね2か所、変更があった場合の手続と現在の設定、数量としては、前期131.8トン、留保枠で13.7トン、後期に関しては、可能量で1トン、留保で1トンということの提案でした。

あとは、変更があった場合については、簡素化を図るために、手続後にまた委員会に報告をするということでよいかという2点の諮問がございました。

この件について、各委員の皆様から何かご意見、ご質問等がございま

したら、お願いをいたします。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 皆さん、こんにちは。

この間までは、このままでいいんじゃないかと考えていたんですけども、ただ、令和5年管理年度、いわゆる今年ですけれども、今年といっても去年の案件になりますけれども、報告を後でやると言っていましたけれども、本当はこれ、関連する内容なので、この内容も説明したほうがいいのかなどは思いましたが、そもそも基本枠が沖縄県は大分小さいんですね。

それで、皆さん感じていると思いますけれども、資源管理が始まった頃は、全国で未利用の数量というのが大分余っていたんですね。ところが、資源が回復することによって、全国でマグロを消化するようになってきた、釣り上げるようになってきた。そのことによって、未利用の数量が減り、沖縄県に回ってくる数量も減ってきている。ですので、令和6年管理年度においても、昨年より大分、数量的には少なくなるだろうということが想定できます。

そこで、留保枠を1割留保するよということですが、少ない漁獲可能量の中で、1割の留保枠の取り方、それから前期と後期に分けているやり方、昨年のある船の事象を見ると、彼らの行動を考えると、前期・後期に分ける必要があるのかなと。

そもそも4月から6月までで、沖縄の漁期は終わるわけですが、少ない枠で採捕停止が毎年毎年早まっている。ですので、留保枠1割じゃなくて、もっと減らして、できる限りホンマグロ時期、このシーズンで使い切るということをやったほうが、去年のようなある船の行動はなくなるんじゃないかなと、そういうふうになんてちょっと考えているところなんですよ。

前期・後期の設定の仕方の在り方と、それから留保の1割、留保するという数量の問題、これは変更していただきたいなど、私は思っているところです。

○上原議長 事務局。

○事務局（米丸） そうですね。今の管理方法に関しては、様々な議論があることは重々承知しております。

漁獲可能量と留保が9割と1割というところに関しましては、国のほうから最初に資源管理方針を設定する際に、おおむね9割と1割とすることというふうな指針といいますか、ガイドラインがありましたので、それに合わせて設定しているような形になります。なので、ここが動か

せるかどうかというのは、ちょっと国のほうとも相談してみないと、資源管理方針に関しましては農林水産大臣の承認になりますので、そこは相談させてください。

議事外にはなりますが、また後ほど、そのあたりも踏まえまして、皆様にご報告と、今後、県内の業界の皆さんと意見交換を進めていきたいと思っておりますので、そここのところは引き続きよろしくお願ひしますということで、ご理解いただければと思います。

○上原議長 どうぞ。

○山内委員 今年の令和5年管理年度の後期の留保枠は9.6トンありましたよ、8月の時点で。沖縄のマグロシーズンというのはもう終わっているんですね、その時点で。まれに年明けて、冬場の時期に何本、数本のマグロが水揚げされることもありますけれども、後期で9.6トン余っているというのは、どう見ても、もったいないなという感じがします。

その枠を昨年、後で報告すると言っていますけれども、1隻の船が遠方で6.6トン、1隻で捕っちゃった、使っちゃった。そういうちょっと皆さんは、現場の漁業者は、おかしいんじゃないかという声を上げるぐらい、異常な漁獲をやってしまったというのがあるんですね。

ですから、前期と後期に分けてやるやり方が、こういう行動を起こしてしまったんじゃないかなと。それと留保の後期に残る部分、これが多ければ捕りに行こうと考えるし、ほぼほぼ、例えば95%ぐらいマグロシーズンで消化して、残り5%しか残っていませんということだったら、そんな遠いところまで捕りに行かないと思うんですよ。

国の指針はあるかもしれないけれども、前期・後期の分け方と留保の1割というのは、見直しできないものかなと考えているところですね。

○上原議長 事務局。

○事務局（米丸） そうですね。漁獲可能量と留保の割合についてはちょっと難しいかもしれないんですが、おっしゃるように前期・後期の分け方、分けないという考え方は全然できる話だとは思っていますので、このあたりも含めて、また議事外で報告させていただいて、今後、業界の中で意見交換させていただければと思います。

○上原議長 ほか、第1号議案について、何か委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願ひをします。

（「なし」という声、多数）

○上原議長 特にご異議等ないようですので、お諮りをいたします。

第1号議案 くらまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について、あと答申案も含めて、事務局提案のとおり

承認をしてよろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第1号議案については、事務局提案のとおり承認することにいたします。

次に、協議事項に入ります。

[協議事項1 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正について]

○上原議長 協議事項の1つ目、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正についてを説明してください。

○事務局（秋田） よろしくお願いたします。

議案書の19ページをお開きください。

協議事項1、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正について。

前回の委員会の中で、この議案については今回お諮りする予定でございました。しかし、委員会指示の改正内容について、指示の文言の検討を総務私学課と行ってきたところ、前回改正を予定しておりました次年度の承認予定数の考え方に関する部分について、委員会指示の中ではなく、運用を定めた要領の中に盛り込むべきだという指摘がありましたので、委員会指示については、軽微な文言の修正と時期の修正のみにとどめることにいたしました。今回、その説明をさせていただいて、次回委員会で、次年度の浮魚礁に関する委員会指示の議案についてお諮りしたいと思っております。

読み上げます。

現行の浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号は、令和6年3月31日をもって有効期間が終了します。新たな指示を発動する必要があるため、内容及び指示の発動についてご協議願います。

次のページ、20ページをお願いします。

簡単に、今回の改正における要点をまとめてみました。修正する部分、軽微な部分は、指示番号の修正、5第3号から6第1号に改正します。それで、期間が令和5年度から令和6年度の変更となっております。

それから、制限内容の修正なんですけれども、第9条の協議書の省略

に係る記述で、次に掲げる場合は協議書の添付を省略することができる。第5の第2項の浮魚礁の位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和5年6月に開催される委員会までに承認を受けて、令和7年3月31日までに敷設する場合とあった部分について、この令和5年6月に開催される委員会という部分を、承認の有効期限と合わせまして、下の令和6年7月1日以後初めて開催される委員会までに承認を受けてとあるように、このように改正したいと考えております。

それ以外の部分は、改正はなしで検討しております。

この改正について、何かご意見、ご質問などありますでしょうか。

（「なし」という声、多数）

○山内委員 同じものだったらオーケーです。

○事務局（秋田） 文言の修正のみになっています。

【協議事項2 令和6年度の浮魚礁敷設承認予定数決定及び委員会指示改正に関するアンケートの結果について】

○上原議長 特になければ、じゃ次の。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

では、続いて協議事項2、関係する浮魚礁の次年度の敷設承認予定数の決定及び委員会指示改正に関するアンケートの結果について説明させていただきます。

議案書の32ページをお開きください。

海区漁業調整委員会事務局では、令和6年度の漁協及び市町村が敷設する浮魚礁の承認予定数を決定するため、敷設者に対して、流失した浮魚礁の再敷設及び新規敷設の計画をアンケート調査しました。その結果、同指示第1号に定める自主調整協議会に加入している44団体に加え、新規の敷設を希望している名護市及び北大東村の全46団体のうち41団体から回答を得て、次年度の敷設承認予定数案を作成したところです。

また、前回の委員会では、委員会指示の運用改正案について諮り、今回のアンケートで各団体に賛否を伺いました。その結果、各団体の翌年度における承認予定数に、いわゆる流失枠を加算する際の条件として、年度末に実施する翌年度の承認予定数アンケートの際、2か年連続して具体的な再敷設の計画がないものについては、流失枠として加算する数を減ずることができるとする改正案について、28団体68%の方から賛成を得ました。

しかしながら、委員会指示の改正に関する私学課との調整において、承認予定数の運用に関する事項については、指示の中ではなくて要領に定めるべきという助言を得たことから、改正指示案には盛り込まないこととしました。

そこで、本議題では、アンケート及び賛同を得た運用方針に基づく承認予定数案と今後の敷設予定数検討要領案についてご協議願いたいと思います。

隣の33ページをご覧ください。

表に、今年度の敷設基数、未敷設の基数、流失枠、令和6年度の再敷設予定数、新規に要望のあった敷設予定数、それから、令和6年度の承認予定数と今年度、令和5年度に承認された数を示しております。灰色で網かけしてある名護市と北大東村は、現時点でブロック協議会に未加入ですので、加入者したことを前提として配分しております。

太字で示してある令和6年度承認予定数（案）の項をご覧ください。

各団体の数を示しております。それと、その右側に今年度の承認数がありまして、一番右側が、令和5年度に承認を受けた数より令和6年度に承認する予定の数が多い団体についてマークをしてあります。

次のページで、細かい内容について説明しておりますので、一旦34ページをお開きください。

令和6年度の承認予定数の考え方についてです。

先ほどの表の説明になります、ちょっとページの構成が悪くて申し訳ありませんが、a、b、c、dのところ为先ほどの表の説明になっていまして、その下の表、令和6年度の敷設承認予定数と令和5年度の敷設承認数が異なる団体について、その増減の考え方について説明していきたいと思います。

まず、国頭村についてですが、令和6年度は5年度に比べて、承認予定数を1基減ずる予定でいます。これは、国頭村中層が令和2年5月29日以降、流失したままとなっており、国頭村のほうからも再敷設の予定がないという回答が得られたためです。

それから、名護市については、第1ブロックに新規加入予定ということで、具体的な計画も報告されていることから、1基、仮でつけております。

それから、下の久米島漁協については、久米10号が平成31年から流失中であること、座間味村漁協については、座間味1号、2号がそれぞれ令和2年と3年から流失中なんですけど、うち1基については礁体が完成していて、次年度敷設予定ということで、1基分のみ減じています。

次の渡名喜村漁協については、令和6年度に1基敷設を検討しているということでプラス1基、糸満漁協さんについては、糸13号は令和2年から流失中でマイナス1、与那原・西原漁協さんについても、与那西1が令和2年11月以降流失中、次の与那城町漁協、石川漁協、宜野座村漁協は、令和6年度に1基敷設を検討中ということで、それぞれプラス1、伊良部漁協さんは、伊良部6号、12号が令和元年以降流失中でマイナス2、これ以外にもう一基流失しておりまして、そちらについて、まず再敷設を検討いただきたいと考えているところです。

それから、最後、多良間村さんが多良間1号、2号が令和元年度以降流失中で、こちらについては流失届も出されておられません。ですので、2基のうち1基を減じて、マイナス1となっております。

下の説明についてですが、名護市と北大東村については、現在まだブロック協議会に加入しておりませんので、加入を仮定して承認予定数を付与しております。両団体に対しては、新規敷設の具体性に応じ、協議会への加入を促したいと考えております。

案で、承認予定数を減ずる予定の団体に対しては、具体的な再敷設の予定を再度事務局のほうから確認し、次年度に再敷設される見込みがあれば、承認予定数の減を猶予したいと考えています。しかし、令和6年度に再敷設がなければ、猶予した数を再度、令和7年度に減ずることとしたいと思います。

承認予定数の減に関する調整後、マイナスする数の各団体との調整が済んだ後に、新規承認を要望している団体、この案でプラスにしている部分に付与する数を検討したいと考えております。

なお、新規にブロック加入を検討している名護市と北大東村については、ブロック加入の手続が調わなかった場合は付与を見送る考えです。

全体の市町村と漁協が敷設できる数の150基に対して、この案で配分を進めると、33ページの表に戻っていただきますと、一番下の合計のところ、令和6年に承認を予定する数は147基となって、3基分余剰が出ることになります。この3基分については、一旦事務局のほうでお預かりし、翌年度の流失及び新規敷設の数の管理の際に調整していきたいと考えております。

それから、35ページ、今後の浮魚礁敷設承認予定数検討要領の骨子の内容を書き出してみました。

それぞれ読み上げます。

浮魚礁の敷設数の上限は、先ほど申し上げたように、市町村及び漁協で150基、承認予定数の調査は、事務局から毎年年度末に各敷設者に対し

て実施する。

承認予定数の考え方ですけれども、基本的には、その年度に承認を得た数に、流失中でなおかつ翌年度に再敷設のある数を加えたもの。それから、新規に敷設を予定している数を加えた数とする。

再敷設予定数の、これは従来、流失枠と言われていたもので、当該年度以前に流失してしまったものの数をそのまま翌年につけていました。この考え方を少し整理するところなんですけれども、当該年度までに流失し、次年度再敷設する計画のある数を再敷設予定数とする。ただし、再敷設予定数の付与に当たっては、2か年連続して再敷設がなく、具体的な再敷設計画の提示、具体的な事業名や礁体の製作状況などが無いものについては、翌年度の承認予定数として加算しないことができる。

新規敷設承認予定数の考え方ですが、新規に浮魚礁の敷設を検討している団体は、全体の敷設枠に余剰がある場合は、委員会で協議の上、全体の枠の残余から付与する数を決定する。

枠の残よりも新規敷設希望数が多い場合は、計画の実現性が高いと判断される事案を優先して数を付与する。

再敷設予定数が付与されている団体については、新規敷設を承認しない。これは、流失中のものの再敷設を優先させるという考え方です。

それから、新規敷設の数を付与された後、2か年連続して敷設がなかった場合、新規にやりますとって2か年実現しなかった場合については、翌年の新規敷設の数を付与しないという考えで整理していきたいと考えております。

このような考え方で、現在、敷設予定数を検討しておりますが、少し繰り返しになりますが、予定数の減を検討している団体については再度、これでよいかというお伺いをした上で、追加で付与する予定の団体に対して付与していきたいと考えております。その上で、最終的な案として、次回の委員会でお諮りし、翌年度の運用としたいと考えております。本件についてご協議願います。

以上です。

○上原議長 どなたか、この件について、ご意見、ご質問ありませんか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 少し難しい内容になっていて、頭の中がちょっと整理が難しいんですけれども、いわゆる2年間流失したもの、その場所に2年間再設置できないものについては、新たに3年目に設置したいよといても認めないということですか。

○事務局（秋田） お答えします。

実際には、いろんなケースがあると思います。前の年度からずっと要望していて、初めて3年目で予算がついて、敷設できるという場合ももちろんあると思いますが、現状、多くの団体で、枠自体は確保しておきたいから翌年入れますという申請をし続けて、なかなかその枠が動かないというところがありましたので、もともとの考え方は、翌年の敷設数は流失したもののうち、ちゃんと入れるものについて枠をつけますという考え方で、これまでやってきたんですけれども、それがだんだん、年数の決まりがないものですから、言った者勝ちの状態がずっと続いてきたところ、まずそれを一旦2年で区切って、再敷設がなかったものについては一旦事務局へお預かりして、計画の実現性がついたものから再度つけ直していくという。

○山内委員 じゃ、チャンスは残されているわけだ。

○事務局（秋田） はい。

○山内委員 そういうことね。

○事務局（秋田） 全体の、今回最後に説明していただきました150基のうち、この案でつけても147基になりまして、3基残余があります。ですから、例えばその年、枠がつかなくて設置を見送ったとしても、翌年計画を見直して、再度申請すれば、つく可能性が高いというところでご理解いただけないかと考えております。

○山内委員 この間、第2ブロックの会議のときに、やはりパヤオを設置するには予算、お金がかかると。それを漁協だけでは、なかなかつくり出すことできないので、自治体、行政、市町村、そういうところの補助を受けながら設置するというのがほとんどであるとおっしゃっていました。

その予算の取り方も、すぐ出してくれる自治体、市町村と、そうじゃない市町村があって、3年、4年、5年にまたがる可能性もなきにしもあらずなんですよ。そうすると、2年間設置できない、もしくは計画立案ができなかった、だけれども、4年目には何かつきそうだといったときに、この150基、もし仮に超えることになったら、それは設置はできないということになりますよね。

○事務局（秋田） そうですね、上限が150基ですので、仮に全て埋まってしまった場合は、敷設を待つていただくことになると思います。

○山内委員 なるほど。

そうすると、チャンスは幾らか残ってはいるけれども、ほかの市町村で150基満杯になっちゃったら、なかなか増設は難しいという話ですよ。

○事務局（秋田）　そうですね、心配されているように、予算をたくさんつけられるところが優先して、どんどん枠を独占してしまうようなことが起きれば、確かにやっと予算がついたところで、枠がもう余っていないということも起きるかもしれませんが、全体のブロックごとの配分状況だとか各団体の敷設状況というのは、全体で事務局のほうで毎年管理しておりますので、極端な偏りが起きることはないように調整はしたいと考えております。

○山内委員　そういう、いわゆる不公平にならないような敷設数の配分というの、少し考える必要あるのかなと思っております。

分かりました。どうもありがとうございます。

○上原議長　ほか、ございますか。

池田委員。

○池田委員　今回の案ですけれども、これ、いろんな角度から検討された案だと思いますが、先ほどもご意見があったように、やはり計画を立てて設置する、行政側ともいろんな協議をした上で予算もつくっていただく。

今の案でいいますと、2年というのはちょっと短いのかなと。これまで自分たちが設置してきた中で、やはり今のこの案の2年ではなくて3年、せめて3年ぐらいで変更していくような内容になればいいかなとは思っているんですけれども、この2年という根拠は何でしょうか。よく分かりませんが。

○事務局（秋田）　2年の根拠については、明確にはないんですけれども、例えば敷設しようと思ったときに、海域の水深の調査とか海底の調査を行うことになると思いますので、例えばそれに向けて、地元自治体などと調整をして、翌年予算がついて、海底の調査を始めました。そういう段階で、具体的な敷設に向けて動きが始まっているものと認識しております。

ですので、例えば2年間ですぐに敷設できなかつたとしても、敷設に向けた具体性がそれで確保できるのであれば、1年目で要望して、2年目で調査実施、3年目で敷設の事業とするのならば、2年目の段階で、実現性が高いものと判断される計画になるのではないかと思います。

そういう意味で、2年あれば、敷設に向けた具体的な、補助を出す側との調整も、調査の際に示していけるものと考えております。

○池田委員　分かりました。

○上原議長　ほか、ありますか。

城間委員、どうぞ。

○城間委員 すみません。

浮魚礁についてなんですけれども、今協議しているのは、市町村、漁協が設置する150基だと思うんですけれども、これについては特に問題ないんですが、県が管理する100基というのがあると思います。県が管理する100基ですね。この100基と、市町村、漁協が管理する150基というのは、どういった違いがあるのかということと、先ほど山内委員からご質問があったように、例えば150基全て埋まってしまいましたと。ほかのところが設置したいんですけども、枠がないからもう設置できませんといったときに、その県の枠をそこに使ったりとかいうことはできるんでしょうか。どういった役割になっているんでしょうか、教えてください。

○上原議長 事務局。

○事務局（秋田） お答えします。

まず、県の管理の100基についてですが、県管理分については、県の漁港漁場課のほうで事業を持っていまして、そちらの事業で敷設する分になります。

市町村管理の分については、市町村のほうも国や県の事業を活用して敷設するケースが多いんですが、敷設者として各団体のほうが主体になりますので、そちらが優先して利用するようになっております。県敷設の分については、県内の漁業者であれば利用できるものとなっております。

枠の県管理分から市町村管理分への配分ができるかという部分なんですけれども、検討をされたことはありますが、基本的にはできないこととなっております。よろしいでしょうか。

○城間委員 分かりました。

先ほどの不公平感をなくすとか、150基を超えたときの措置として、そういったものが使えるのであれば、あえて150基枠を増やすとか待ってもらうとかということもなく、対応できるのかなというところもちよつとあったものですから、将来的にそういうことが実際に出てくるのであれば、検討の余地があるところとして考えられないかなと思った次第でした。どうもありがとうございます。

○上原議長 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。

（「なし」という声、あり）

○上原議長 特にないようですから、この協議事項に沿った形で、次の委員会には提案をさせていただきます。

〔協議事項3 スジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委

員会指示の発動について]

○上原議長 じゃ、引き続き。

○事務局（秋田） 続いて、協議事項の3にいきたいと思います。

議案書の37ページをお開きください。

スジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の発動について。

現行のスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第1号は、令和6年3月31日をもって有効期間が終了することから、新たな指示の発動をする必要があるため、内容及び指示の発動についてご協議をお願いいたします。

現行の指示の骨子について、下の四角にまとめてあります。

指示の内容が、沖縄海区において、全長40センチメートル未満のスジアラ類及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。ただし、試験研究機関、教育機関等が試験研究または教育実習のために採捕する場合は、この限りではない。

第3、所持及び販売の禁止のところ、第2の規定に違反して採捕したスジアラ類もしくはシロクラベラまたはこれらの製品は、所持し、または販売してはならない。

今後のスケジュールについてですが、今回の委員会で内容の協議をした上で、次回委員会で最終的な案について承認を得て、3月中に公報登載をする予定であります。

また、前回の委員会において、新立委員から、アンケートを漁業者に対して再度実施する提案がありましたが、指示の改正に合わせて再度周知を図ることで、制度の安定につなげて考えておりますので、案が固まった段階で、新しい委員会指示案について、事務局のほうから再度周知を図るということで対応させていただきたいと考えております。

38ページのほうをご覧ください。

今回改正を検討する内容について整理いたしました。上から2つ目までは指示の番号と期間の修正ですので、割愛いたします。

制限内容について、前回、天方委員のほうからもご質問があり、制限の内容について検討を進めてまいりました。

具体的に申し上げますと、所持及び販売の禁止の部分についてです。現在の規定では、第2の規定に違反して採捕したスジアラ類もしくはシロクラベラまたはこれらの製品は、所持し、または販売してはならないとしてあります。

これについて、意図せず採捕されてしまった場合、死亡していた場合は、漁業法の解説を読みますと、海域に直ちに還元する場合には、ごめんなさい、下の部分に解説を抜粋してあるんですけども、米印で斜字体にしてあります。

逐条解説で、漁業法によると、「△△を採捕してはならない」という規定においては、一般的に△△の混獲が予定される漁業について、行為者にとっては△△の混獲は、一般的にその可能性が予見されるものであるが、当該規定の解釈として、直ちに選別して放流または投棄すれば処罰の対象としないこととして運用しているものもある（かごを使用してカニを捕る漁業における甲幅制限など）という運用もありました。

ただ、これについて、この中では、投棄すれば処罰の対象としないとありますが、放流することが不法投棄に当たってしまうという問題点もありますし、仮にこれを陸上で処分しようとした場合も、一時的にそれを所持していることになってしまいます。ですから、所持という部分が、採捕の禁止と、それから、それを間違っ捕ってしまった場合、放流することの部分とぶつかるという問題がありました。

これについて、放棄のための一時的な所持を認めるため、所持を譲受け、譲渡に変更する案も検討いたしました。所持を認めれば、拾ったという言い逃れ、変なケースになるんですけども、そういったことも可能となってしまう可能性があります。もっと厳しいところだと、イセエビなんかで悪質な密漁が横行していますので、そういったものの前例になってしまって非常にまずいので、この部分については慎重に検討しなくてはならないと考えております。

ちなみに、漁業調整規則や他県の認可指示においても、同じような事例を探してみたんですが、いずれも採捕、所持及び販売の禁止をうたっているものばかりでした。

そこで、事務局案としては、制限内容は現行のままとして、意図せず採捕されたものについては、原則的には放流、死亡していたものは譲渡せず、採捕者が処分するよう周知することで対応したいと考えております。

また、委員会指示の期間について、前回1年間で発動したところですが、1月の海区で水利センターから、東海岸における体長制限の遵守に課題があるという旨の報告がありました。

このような点からも、制度が安定したとはまだ言い切れない状態であることから、1年で更新し、様子を見ることとしたいと考えております。本件について、ご意見、ご教示願います。

○上原議長 本件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
(「なし」という声、多数)

○上原議長 それでは、特にご異議等はないようですので、次回の委員会指示の発動については、事務局の提案のとおりに進めさせていただきたいというふうに考えます。

〔報告事項 1 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の改正について〕

○上原議長 では、次に、報告事項をお願いします。

○事務局(秋田) 続けさせていただきます。

報告事項の1として、39ページをご覧ください。

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の改正について、九州漁業調整事務所より改正案について提示がありましたので、説明させていただきます。

これまで、沖縄県をはじめ鹿児島県、熊本県及び長崎県では、水産庁の仲介により、南西諸島海域に分布するマチ類の資源を回復させるため、平成17年度から平成30年度までの間、資源回復計画や広域資源管理方針に基づき、保護区の設定や小型魚の保護に取り組んできたところです。

しかしながら、マチ類の資源回復には長期間を要することから、今回、令和6年以降の南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の作成を行っており、内容の修正がありましたので、報告いたします。

この広域資源管理方針についてですが、この方針と合致する形で、本県でも委員会指示を発動して、マチ類の小型魚が釣れてしまった場合の釣り針の水深帯の変更だとか、それから保護区について指示を発動しているところです。こういった枠組みについて、現在参画している鹿児島と本県の両県の委員会指示だったり、自主管理について整理したものとなっております。

次のページ以降に、新しい方針の概要を掲載しております。

ちょっと長いので、変更があった部分のみ、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思えます。

新旧対照表は、42ページ以降になっております。左側が改正後、右側が現行となっております。赤字で変更箇所を示してあります。期間の変更と、それから、43ページにありますように、研究成果によってマチ類の成熟体長が見直された部分の変更、それから漁獲統計の記述の変更、44ページにいきまして、先ほどの研究データに基づいて、成長式、曲線のグラフがありますが、何歳で何センチぐらいまで成長するかといったモデル

式が変更がありました。それから、分布域と漁場についても見直しがありました。

45ページのほう、成長式と、それから漁獲量の推移があります。これも時点更新になっております。

46ページ、47ページも、漁獲量などの時点更新になっておりまして、48ページに、こちらは本県から提出した底魚一本釣りの漁業許可件数、これについても一部更新があります。

それから、続いて50ページで少し変更がありまして、50ページ、51ページ、鹿児島側の管理のほうなんですけれども、鹿児島側で保護区の見直しが幾つかありました。本県にはほとんど関係ない部分なんですけど、幾つか保護区の効果が見られていることから、もう少し保護区を増やしてはどうかという考えの下に保護区を増やしたり、それから漁場の移動ということで、今、これまで保護区にしていた部分を解禁にして、別の部分を設定したりという変更が一部ありました。

52ページが保護区の色系図を示したもので、53ページが期間と位置を示したもので、54ページが色系図で、55ページが本県の保護区の位置です。本県は変更ありません。

変更内容ですが、大体このような形になっております。本件については、報告以上ですが、何かご質問やご意見などございますでしょうか。

(「なし」という声、多数)

[報告事項2 簡易な報告事項]

○事務局（秋田） 特になさそうであれば、最後の報告に進ませさせていただきます。

軽微な報告が2件ありましたので、簡単に報告させていただきます。

59ページをご覧ください。

今年度、令和5年7月14日に開催された第3回の委員会で、試験研究目的でのウミガメの採捕を承認した小林清重さんから、沖縄で標識放流したアオウミガメが19年後にグアムで確認され、その個体が産卵していたという研究報告の提供がありました。

また、今年度の9月8日に開催された第6回の委員会で再敷設の承認をした国頭村の中層型浮魚礁、こちらについて確認をした際、敷設水深が表層から11メートルと浅かったことから、再度確認するよう指示をいただいております。

国頭漁協さんのほうに再確認をお願いしていたところ、先月報告があ

りました。その写真が46ページに写っておりまして、ちゃんと45メートルから50メートルの位置に敷設されていることが確認されましたので、委員会で指摘されたような敷設位置が浅過ぎるということはありませんでした。

以上になります。

○上原議長 では、報告事項まで終えましたので、取りあえず委員会の議事としては終了させていただきたいと思います。

附帯決議を取らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので附帯決議を取りたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数)

○上原議長 ありがとうございます。

では、本日の委員会はこれにて終了します。

進行を事務局にお戻しします。事務局、お願いします。

○事務局(井上) 上原会長、ありがとうございました。

令和6年2月9日

議長

議事録署名人

議事録署名人